

平成30年度
長岡市 IoT 推進ラボ 実証実験事業

公募要領

長岡市 IoT 推進ラボ 事務局

＜問い合わせ先・申請書の提出先＞

長岡市 IoT 推進ラボ事務局（長岡市工業振興課内）

〒940-0062 長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト

長岡市役所大手通庁舎 6階

TEL：0258-39-2222 / FAX：0258-36-7385

Eメール：shoko@city.nagaoka.lg.jp

URL：https://local-iot-lab.ipa.go.jp/lab?k=nagaoka-city-iot

1 制度の概要

生産性向上・人手不足・技術伝承といった課題を解決するために IoT 機器やシステムを導入する市内中小企業のモデル的な取り組みを支援することで、成功事例を創出。他の中小企業者への波及効果及び IoT の横展開を目指します。

補助対象事業	IoT を活用したシステム・機器等を導入することで社内の課題解決に取り組むモデル的な事業
業種	製造業
補助対象者	長岡市内に事業所を有する中小企業者等
募集件数	3 件程度（予算の範囲内で調整）
補助金額	対象経費の 100% (下限 50 万円、上限 100 万円) ※1 万円未満切捨
対象経費	・機械装置、ソフトウェア、センサー機器、システム等導入経費 ・システム開発費 ・その他経費 取得総額 50 万円以上を要件とする。

※以下の費用は対象経費から除外します。

- ・補助対象経費の中で、汎用性があり目的外の使用が可能な設備・備品(事務用のパソコン、プリンタ、タブレット端末など)の購入費。
- ・ただし汎用性があっても、申請事業に用途を限定した備品(システムを遠隔監視するタブレット端末等)の購入費は対象とします。
- ・単なる IoT オプションのついた工作機械等の購入費。
- ・他団体から補助金等の支援を受けている設備。

〈その他補助対象外の経費例〉

- 消費税及び地方消費税相当額
- 電話代、インターネット利用料金等の通信費(クラウドコンピューティングの利用に関する経費も含む)
- その他本事業と関係ない経費

2 各種用語の定義

(1) 中小企業者

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成 18 年法律第 33 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者(個人事業主を含みます)をいいます。ただし、資本金等又は役員構成において大企業と一定基準の関係にある中小企業は大企業とみなします。

(2) 中小企業者等

中小企業者のほか、中小企業者 2 社以上からなる任意グループ又は中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)第 3 条に規定する中小企業等協同組合をいいます。

3 補助対象期間

原則として、交付決定日から事業が完了する日（最長で平成31年3月15日）までが対象となります。ただし、交付決定日以前に事業に着手する必要がある場合は、交付申請日からとします。

4 提出書類及び受付期間

提出書類
① 交付申請書（様式1）
② 長岡市が発行する「未納がない証明」（3種のうち、①市税の未納がない証明）（※）
③ 取得設備の資料（機器等のカタログ・開発企業のパンフレット等）
④ 取得予定価格を証する書類（見積書の写し等）

（※）長岡市が発行する「未納がない証明」に関する注意事項等

・本社が市外の場合は、長岡市内の事業所について証明書を提出してください。

【取得方法】

■場所

アオーレ長岡東棟1階 証明書発行窓口又は各支所市民生活課

※東・西サービスセンター、幸町証明発行コーナーでは交付できません。

■時間

午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）

■必要なもの

- ・請求者（窓口にお越しになる方）の身分証明書（運転免許証など）
- ・代表者印
- ・発行手数料（1通250円）
- ・市税の領収書または引き落とし通帳など、納付が確認できる書類
※市税の納期限翌日から2週間以内の場合
- ・本公募要領

【その他】

詳しくは、市ホームページをご確認ください。

（トップ>くらし・手続き>税金>納税証明書）

<http://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate02/tax-payment.html>

5 申請方法

（1）募集期間

平成30年6月4日（月）から平成30年6月29日（金）

（2）提出方法

補助金交付申請書のほか定められた添付書類を持参又は郵送により、長岡市IoT推進ラボ事務局（以下、事務局）に提出してください。

※書類に不備がある場合、申請を受け付けられない場合があります。

6 採択までの流れ

提出された補助金交付申請書の審査後（事業計画のヒアリング等を必要に応じて行う）、交付・不

交付を決定し、書面で結果を通知します。

※申請者多数の場合は、以下に該当する申請を優先して採択します。

- ・IoT導入の波及効果が期待できる事業
- ・よりモデル的な取り組み
- ・長岡市内のIT事業者等にシステム開発等を委託する事業
- ・常時使用する従業員が20名以下の事業者

7 交付決定後の流れ

(1) 現地調査

補助事業者は、補助対象設備を設置した場合、速やかに事務局へ報告してください。事務局は、設備の稼働状況等について、現地調査を行います。

(2) 実績報告書の提出・補助金の支払い

事業費の支払い完了後、速やかに実績報告書を提出してください。

事務局は、提出された実績報告書及び経費執行証拠書類等を確認し、補助事業が適正と認められた場合に、補助金額を確定し補助事業者へ通知の上、補助金を支払います。

補助事業者の事業費執行計画に基づき、補助金の交付決定後に概算払いが可能です。

提出書類	提出期限
① 実績報告書（様式2） ② 取得設備等の写真 ③ 取得設備の請求書及び支払証書（領収書等）の写し	平成31年3月15日（金）

8 注意事項等

- ・補助対象期間中に支払った事業費のみを補助対象経費とします。
- ・補助事業により取得した設備等は、補助事業終了後の5年間、出荷及び売却等をしないでください。
- ・事業の内容を変更・中止・廃止する場合は事務局の承認を得てください。
- ・補助事業終了後の5年間、各年における補助事業成果の事業化状況等に関する調査への協力のほか、補助事業に係る帳簿及び証拠書類の保存をしてください。
- ・市が行う補助事業成果の広報（例：ホームページ、パンフレットを作成する際の資料の提供等）及び成果報告会等での実績報告に協力してください。

9 その他

- ・交付申請書等の様式は、長岡市IoT推進ラボホームページからダウンロードできます。（電子メール等でお送りできますので、ご希望の場合はお申し出ください）

長岡市IoT推進ラボホームページアドレス

<https://local-iot-lab.ipa.go.jp/lab?k=nagaoka-city-iot>